

秋田市告示第170号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項および第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年5月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 土地の区域

別図（省略）のとおり

2 指定年月日

令和7年5月26日